

(案：単体)

契 約 書

- 1 工事番号 (工) 第 9 号
及び工事名 創設事業の内 浄水施設 生活基盤施設耐震化等交付金事業
第2期当別浄水場 電気設備工事その1
- 2 請負代金額 金 円也
〔うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円〕
- 3 工 期 着 手 令和 3 年 1 月 2 8 日
しゅん功 令和 4 年 2 月 2 8 日
- 4 契約の保証 石狩西部広域水道企業団建設工事請負契約約款第4条第1項
第 号による。
- 5 前払金額 令和2年度 金 0 円也
令和3年度 金 円也
- 6 中間前払金額 令和2年度 金 0 円也
令和3年度 金 円也
- 7 部分払回数 7回（前払金を受けた場合は1回減。中間前払金を受ける場合は
年度末を除き部分払の請求不可。）
- 8 支払限度額 令和2年度 金 0 円也
令和3年度 残 額
- 9 そ の 他 別添約款中、部分払の率10分の9は、10分の10と読み替えるもの
とする。

上記の工事について、発注者石狩西部広域水道企業団（以下「発注者」という。）と請負人（以下「請負人」という。）とは、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を所持する。

令和 3 年 月 日

発注者 石狩西部広域水道企業団
企業長 赤石 剛 司

請負人

「継続工事特約条項」

(この契約の特則)

第65条 前会計年度までの支払額の合計額が各会計年度における請負代金の支払の限度額(以下及び契約書において「支払限度額」という。)の前会計年度までの合計額に達しないときは、その差額は当該会計年度の支払限度額に合算するものとする。

2 発注者は、予算の都合その他の必要があるときは、契約書記載の支払限度額、前払金額及び中間前払金額を変更することができる。

3 前項の規定により変更が行われる場合は、第25条第3項の規定を準用する。

第66条 この契約に基づく前払金については、第35条第1項中「工事完成の時期」とあるのは「工事完成の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、同条第1項中「請負代金額の10分の4以内の前払金」とあるのは「発注者が定める契約書記載の各年度毎の前払金(第6項及び第7項の規定による超過額があるときは、その額を控除する。)」と、同条第3項中「請負代金額の10分の2以内の中間前払金」とあるのは「発注者が定める契約書記載の各年度毎の中間前払金(第6項及び第7項の規定による超過額があるときは、その額を控除する。)」と、同条第4項中「工期」とあるのは「当該会計年度の工事実施期間」と、「請負代金相当額が請負代金額」とあるのは「請負代金相当額から契約書記載の前会計年度までの支払限度額を10分の9で除して得た額(以下「出来形予定額」という。)の合計額を控除した額が、当該会計年度の出来形予定額」と、同条第5項中「請負代金額の10分の4(第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6)から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金」とあるのは「請負代金額に10分の4(第3項の規定により中間前払金を受けているときは10分の6)を乗じて得た額から契約書記載の前払金額及び中間前払金額の合計額を控除した額について発注者が定める当該年度以降の各年度毎の額があるときは、その額」と、同条第6項中「受領済みの前払金額」とあるのは「契約書記載の各年度の前払金額及び中間前払金額の合計額」と、同条第6項、第7項及び第8項中「超過額」とあるのは「超過額について発注者が定める当該年度以降の各年度毎の額のうち受領済みの額」と読み替えてこれらの規定を適用する。ただし、この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

2 発注者が契約会計年度について前払金の支払いを行わない旨を定めたときは、前項の規定による読替え後の第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払いを請求することができない。

3 発注者が契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払いを行う旨定めたときは、第1項の規定による読替え後の第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金を含めて前払金の支払いを請求することができる。この場合において、次項及び第5項の規定は適用しない。

4 第38条第1項の請負代金相当額(以下「請負代金相当額」という。)が前会計年度末に

において、前会計年度までの出来形予定額の合計額に達しないときは、第1項の規定による読替え後の第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は請負代金相当額が前会計年度までの出来形予定額の合計額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。

- 5 請負代金相当額が前会計年度末において、前会計年度までの出来形予定額の合計額に達しないときは、その額が当該出来形予定額の合計額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとし、第36条第3項の規定を準用する。

第67条 この契約に基づく部分払については、第38条第1項ただし書中「請求することができない」とあるのは「最終の会計年度以外の各会計年度末を除き、請求することができない」と読み替えてこの規定を適用する。

- 2 この契約における部分払金は、第38条第6項の規定にかかわらず、次の式により算出した額の範囲内とする。なお、次の式における「出来形超過額」とは、請負代金相当額のうち、当該会計年度までの出来形予定額の合計額を超えた額をいう。

$$\left(\begin{array}{l} \text{請負代金} \\ \text{相当額} \end{array} \times \frac{9}{10} - \left[\begin{array}{l} \text{前会計年度ま} \\ \text{での支払金額} \\ \text{の合計額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{当該会計年度} \\ \text{の部分払金額} \\ \text{の合計額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{当該会計年度} \\ \text{の前払金額} \end{array} \right. \right. \\ \left. \left. + \begin{array}{l} \text{当該会計年度の} \\ \text{中間前払金額} \end{array} \right) \times \left[\frac{\begin{array}{l} \text{請負代金} \\ \text{相当額} \end{array} - \left[\begin{array}{l} \text{前会計年度まで} \\ \text{の出来形予定額} \\ \text{の合計額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{出来形} \\ \text{超過額} \end{array} \right]}{\text{当該会計年度の出来形予定額}} \right]$$

- 3 受注者は、中間前払金の支払いを受けている場合を除き、前項により算出した額と第35条第1項及び第38条第1項により請求済みの額の合計額が、当該会計年度までの支払限度額の合計額を超えたときは、その超えた額を部分払として翌年度に請求することができる。この場合の部分払は、契約書記載の部分払回数には含めないものとする。ただし、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前にこの場合の部分払の支払いを請求することはできない。

- 4 前条第1項から第4項及び前項の請求については、第9条第5項の規定により監督員を経由して行うと定められたものから除くものとする。

第68条 契約が解除された場合においては、第52条第3項の規定中「第35条の規定による前払金」は「第66条の規定による前払金」と、また「第38条の規定による部分払」は「第67条の規定による部分払」と読み替えてこの規定を準用する。

(案：特定共同企業体)

契 約 書

- | | | |
|---|---------------|--|
| 1 | 工事番号
及び工事名 | (工) 第 9 号
創設事業の内 浄水施設 生活基盤施設耐震化等交付金事業
第2期当別浄水場 電気設備工事その1 |
| 2 | 請負代金額 | 金 円也
〔うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円〕 |
| 3 | 工 期 | 着 手 令和 3 年 1 月 2 8 日
しゅん功 令和 4 年 2 月 2 8 日 |
| 4 | 契約の保証 | 石狩西部広域水道企業団建設工事請負契約約款第4条第1項
第 号による。 |
| 5 | 前払金額 | 令和2年度 金 0 円也
令和3年度 金 円也 |
| 6 | 中間前払金額 | 令和2年度 金 0 円也
令和3年度 金 円也 |
| 7 | 部分払回数 | 7回（前払金を受けた場合は1回減。中間前払金を受ける場合は
年度末を除き部分払の請求不可。） |
| 8 | 支払限度額 | 令和2年度 金 0 円也
令和3年度 残 額 |
| 9 | そ の 他 | 別添約款中、部分払の率10分の9は、10分の10と読み替えるもの
とする。 |

上記の工事について、発注者石狩西部広域水道企業団（以下「発注者」という。）と請負人 特定建設工事共同企業体（以下「請負人」という。）とは、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書 通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を所持する。

令和 3 年 月 日

発注者 石狩西部広域水道企業団
企業長 赤石 剛 司

請負人

代表者

構成員

構成員

「継続工事特約条項」

(この契約の特則)

第65条 前会計年度までの支払額の合計額が各会計年度における請負代金の支払の限度額(以下及び契約書において「支払限度額」という。)の前会計年度までの合計額に達しないときは、その差額は当該会計年度の支払限度額に合算するものとする。

2 発注者は、予算の都合その他の必要があるときは、契約書記載の支払限度額、前払金額及び中間前払金額を変更することができる。

3 前項の規定により変更が行われる場合は、第25条第3項の規定を準用する。

第66条 この契約に基づく前払金については、第35条第1項中「工事完成の時期」とあるのは「工事完成の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、同条第1項中「請負代金額の10分の4以内の前払金」とあるのは「発注者が定める契約書記載の各年度毎の前払金(第6項及び第7項の規定による超過額があるときは、その額を控除する。)」と、同条第3項中「請負代金額の10分の2以内の中間前払金」とあるのは「発注者が定める契約書記載の各年度毎の中間前払金(第6項及び第7項の規定による超過額があるときは、その額を控除する。)」と、同条第4項中「工期」とあるのは「当該会計年度の工事実施期間」と、「請負代金相当額が請負代金額」とあるのは「請負代金相当額から契約書記載の前会計年度までの支払限度額を10分の9で除して得た額(以下「出来形予定額」という。)の合計額を控除した額が、当該会計年度の出来形予定額」と、同条第5項中「請負代金額の10分の4(第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6)から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金」とあるのは「請負代金額に10分の4(第3項の規定により中間前払金を受けているときは10分の6)を乗じて得た額から契約書記載の前払金額及び中間前払金額の合計額を控除した額について発注者が定める当該年度以降の各年度毎の額があるときは、その額」と、同条第6項中「受領済みの前払金額」とあるのは「契約書記載の各年度の前払金額及び中間前払金額の合計額」と、同条第6項、第7項及び第8項中「超過額」とあるのは「超過額について発注者が定める当該年度以降の各年度毎の額のうち受領済みの額」と読み替えてこれらの規定を適用する。ただし、この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

2 発注者が契約会計年度について前払金の支払いを行わない旨を定めたときは、前項の規定による読替え後の第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払いを請求することができない。

3 発注者が契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払いを行う旨定めたときは、第1項の規定による読替え後の第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金を含めて前払金の支払いを請求することができる。この場合において、次項及び第5項の規定は適用しない。

4 第38条第1項の請負代金相当額(以下「請負代金相当額」という。)が前会計年度末に

において、前会計年度までの出来形予定額の合計額に達しないときは、第1項の規定による読替え後の第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は請負代金相当額が前会計年度までの出来形予定額の合計額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。

- 5 請負代金相当額が前会計年度末において、前会計年度までの出来形予定額の合計額に達しないときは、その額が当該出来形予定額の合計額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとし、第36条第3項の規定を準用する。

第67条 この契約に基づく部分払については、第38条第1項ただし書中「請求することができない」とあるのは「最終の会計年度以外の各会計年度末を除き、請求することができない」と読み替えてこの規定を適用する。

- 2 この契約における部分払金は、第38条第6項の規定にかかわらず、次の式により算出した額の範囲内とする。なお、次の式における「出来形超過額」とは、請負代金相当額のうち、当該会計年度までの出来形予定額の合計額を超えた額をいう。

$$\left(\begin{array}{l} \text{請負代金} \\ \text{相当額} \end{array} \times \frac{9}{10} - \left[\begin{array}{l} \text{前会計年度ま} \\ \text{での支払金額} \\ \text{の合計額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{当該会計年度} \\ \text{の部分払金額} \\ \text{の合計額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{当該会計年度} \\ \text{の前払金額} \end{array} \right. \right. \\ \left. \left. + \begin{array}{l} \text{当該会計年度の} \\ \text{中間前払金額} \end{array} \right) \times \left[\frac{\begin{array}{l} \text{請負代金} \\ \text{相当額} \end{array} - \left[\begin{array}{l} \text{前会計年度まで} \\ \text{の出来形予定額} \\ \text{の合計額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{出来形} \\ \text{超過額} \end{array} \right]}{\text{当該会計年度の出来形予定額}} \right]$$

- 3 受注者は、中間前払金の支払いを受けている場合を除き、前項により算出した額と第35条第1項及び第38条第1項により請求済みの額の合計額が、当該会計年度までの支払限度額の合計額を超えたときは、その超えた額を部分払として翌年度に請求することができる。この場合の部分払は、契約書記載の部分払回数には含めないものとする。ただし、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前にこの場合の部分払の支払いを請求することはできない。

- 4 前条第1項から第4項及び前項の請求については、第9条第5項の規定により監督員を経由して行うと定められたものから除くものとする。

第68条 契約が解除された場合においては、第52条第3項の規定中「第35条の規定による前払金」は「第66条の規定による前払金」と、また「第38条の規定による部分払」は「第67条の規定による部分払」と読み替えてこの規定を準用する。